

第5章 母子保健計画

【背景】

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など社会状況の変化等に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、地域での医療や福祉、教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスが提供されることが重要です。

どの地域においても、一定の質の母子保健サービスが受けられて、生命が守られるためには、健康格差の解消や、疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの実施が求められています。

母子保健法の一部改正により、平成9年4月からそれまで保健所で実施されていた母子保健サービスが住民に身近な市町村での実施となったことから、市では、平成14年に母子保健計画を策定し、安心して子育てができるまちづくりを目指して母子保健事業を展開してきました。平成17年には次世代育成支援対策推進法に基づき、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）を策定し、以降は母子保健に関する事項も包含し、母子保健施策の推進を図ってきました。

このような中、平成28年6月に母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は母子保健包括支援センター）の設置が法定化され、母子保健と子育て支援を一体的に提供する包括的な支援が求められています。この妊娠・出産包括支援事業の一つである、出産直後の母子に対して心身のケアやサポート等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業が母子保健法上に位置づけられました。市では既にデイケアを実施をしておりますが、心身のケアや育児のサポートを受けることで産後も安心して子育てができるよう支援体制のさらなる充実が必要です。

計画の策定にあたっては、国が推進する「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、市、関係者、関係機関、団体、地域などが共通認識に基づき、目指す姿に向かって市の母子保健（健康支援・子育て支援）を推進していきます。

【現状と課題】

母子を含む子育て家庭の健康管理と子どもの健やかな成長を促すためには、妊娠期からの子育てに関する不安の解消に向けた支援が重要です。

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等の進行に伴い、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱まる中、子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えており、育児に不安を抱えた中での日々を送る母親も少なくありません。また、児童虐待防止の観点からも予期せぬ妊娠に対応できる相談体制を整備し、妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげる必要があります。

妊娠・出産は女性のライフサイクルにおける人生の転換期でもあり、様々な視点での支援が重要です。

市では、平成28年9月から母子健康手帳の交付時に「ゆりかご調布事業」を同時に行い、保健師等の専門職が妊婦と面接を行い、育児サービス等の適切な情報提供や相談を行っています。出産後は、「こんにちは赤ちゃん訪問」による産後早期からの相談・支援、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査等の健康支援により妊娠・出産期から子育てについての不安解消を図っています。また、「もうすぐママ・パパ教室」を実施し、妊娠中の生活や喫煙の健康への影響、出産等の子育ての正しい知識や出産・子育てに向けた仲間づくり等、子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでおり、主に妊娠期、出産期におけるサポートを行っています。

支援にあたっては、庁内外の関係機関で必要な情報を共有して対応するほか、医療、福祉、保育をはじめとする関係機関と連携しています。今後はさらなる地域とのネットワークを強化し、地域全体で切れ目ない支援を推進していく必要があります。

【前回計画の評価】

母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に、「ゆりかご調布事業」を実施し、保健師等の専門職が面接相談を行って、妊娠・出産に関する相談や不安の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたって利用できる母子保健事業や子育てサービスの情報提供を行いました。支援が必要な妊婦には家庭訪問や医療・福祉機関等と連携しながら支援の継続に努めました。

出産後は、すべての赤ちゃんを対象にした助産師等による「こんにちは赤ちゃん訪問」を行い、母子の健康状況の確認や母親の育児の相談等を行いました。

安心して子育てができる支援体制の確保を目的とした「産後ケア事業」を開始するなど出産後、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない産婦及び乳児を対象に心身のケアや育児のサポートを図りました。

乳幼児健康診査や健康相談では、発育状況の確認とともに健やかな成長を支援するために必要に応じた助言や対応に努めました。また、健康診査を受けていない、転出入の対象者には受診勧奨や家庭訪問をするなど一人ひとりの子どもの成長の確認や相談に対応しました。

子育て期には、年齢や発育課題に応じた健康教育や健康相談を実施し、保護者の悩みに寄り添いながら子育てのサポートを行いました。

疾病予防に重要な予防接種を適切な時期に安心して受けられるよう、丁寧な説明及び情報提供を行いました。



ゆりかご調布事業とは？

ゆりかご調布事業は、母子健康手帳交付の際に、調布市にお住まいのすべての妊婦を対象に保健師などの専門職が面接相談を行う事業です。「妊娠期はどんなふうに過ごせば良いか？」「安全に出産を迎えるために気を付けることは？」「産後の生活のイメージがつかない。」など、様々な気持ちや不安を聞きながらお話をうかがいます。心配事にあわせて妊娠・出産・子育てに関するサービスや施設を案内し、妊娠期から安心して過ごせるようサポートします。

面接を受けられた妊婦さんには、赤ちゃん用の肌着やおもちゃなどのギフトを差し上げています。

妊娠・出産・子育てと嬉しい出来事ではありますが、女性にとって、またご家族にとって大きな変化のある時期で、心配はつきない不安定な時期でもあります。子育ては親だけでがんばろうとせず、周囲の様々な人の手を借り、地域みんなで行うものです。最近では、生まれたばかりの赤ちゃんを身近で見たり、お世話したりする機会が少ないかと思しますので、お気軽にご相談ください。

○「ゆりかご調布面接」利用方法

「ゆりかご調布面接」利用方法

- 市内2か所の「子育て世代包括支援センター」で母子健康手帳の交付と同時にご利用いただけます。
- 転入の方など、すでに母子健康手帳をお持ちの方の面接も随時行っています。
- 所要時間は40分程度です。
 - (1) 健康推進課（保健センター）
042-441-6100
小島町2-33-1 たづくり西館4階
平日は予約不要です。
 - (2) 子ども家庭支援センターすこやか
042-481-7733
国領町3-1-38 ココスクエア2階
お電話での予約が必要です。

詳しくは市報、HPでご確認ください。

1 施策の方向

(1) 母と子どもの疾病予防・健康支援

母と子どもの健やかな成長を支援するため、妊婦健康診査の公費負担による母体の健康管理を行うとともに、子どもの発達段階に応じた各種健診を受けられるよう、未受診者の状況把握を行い、必要に応じて関係部署が連携して適切な支援を行います。乳幼児健康診査は、市がすべての親子と対面する機会として、相談しやすい体制づくりを行います。また新生児期の聴力異常の早期発見のため新生児聴覚検査を公費による支援を行い、継続した支援が必要な場合には、医療や療育への引き継ぎをサポートしながら保護者の不安の軽減に努めます。

さらに、アレルギー対策については、相談体制の充実に努めるとともに、乳幼児等に携わる関係機関を含む職員の知識の向上・共有を図ります。

保護者の健康状態は、子どもの健やかな心身の成長に大きく影響を与えるため、保護者への健康支援や、すべての子どもに対する発達段階に応じた各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関との連携を強化した体制整備に努めます。

また、妊娠期からの早期支援をより確実に実施するために、妊婦の健康管理を担う医療機関と円滑に連携できる体制を整えます。母親の喫煙や受動喫煙が、胎児及び乳幼児に及ぼす影響についてもゆりかご調布などのさまざまな機会を通じて正しい知識の普及に取り組みます。

さらに、今後も引き続き出産前後の家庭への訪問、相談等のきめ細かな支援を実施することで、保護者の育児負担の軽減と早期対応に努めます。

(2) 妊娠・出産期からの包括的な支援

妊娠届出の窓口を、子育て世代包括支援センターが設置されている保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかとの2箇所に設置し、保健師等の専門職が妊婦と面接することで、妊婦の体調の相談や子育てサービス等の情報提供を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減を図りながら安心して出産・子育てができるように支援します。また、関係機関とのネットワークの強化を図るとともに地域共生社会を視野に入れた地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。さらに、就労している母親が増えていることから、母親（両親）学級を、参加者のニーズにあわせた内容に見直して提供していきます。

生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については、すべての家庭を助産師等が訪問し、母子の健康に関する相談や助言を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、出産後早期からの支援を図ります。また、産後うつを早期に把握し適切に対応するとともに、家族のサポートを受けられ

ない母子が休息や不安の解消ができるよう、産後ケア事業の内容の見直しと充実を図っていきます。

さらに、専門医・専門相談員による健康診査と個別相談を引き続き行い、母子保健施策と子育て施策を一体的に提供する妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けた取組を推進していきます。

(3) 相談支援の充実

子育て家庭の不安をやわらげるため、子育て支援の中核的役割を担う子ども家庭支援センターすこやかとともに、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう支援の充実を図ります。

また、育てにくさを感じる子どもの成長発達に応じた対応方法について、個別相談や親子グループへの参加を促し、育てにくさの負担感の軽減に努めます。発達に課題のある子どもについては、保護者の気持ちに添いつつ、子ども発達センターへつなげるなど適切な療育が受けられるよう支援していきます。また、日本での子育てに不安を感じる外国人に対して、円滑なコミュニケーションが行えるように英語表記等での案内や翻訳機を使用し、各々の文化に配慮しながら相談に応じたり、情報提供を行います。

(4) 児童虐待防止対策の充実

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等を通じて、育児に不安や困難を抱える保護者を把握するとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら、個別相談や親同士のミーティング等でメンタル面のケアを行い、負担感の軽減に努めることで虐待に移行しないよう未然に防ぎます。また、母親（父親）学級で産後うつに関する正しい知識の啓発を行い、早期に相談や支援につながるよう努めます。さらに、ゆりかご調布面接では、予期せぬ妊娠の把握にも努めながら相談体制を整え、育児支援施策を充実させるとともに、虐待防止センターとの連携を強化しながら、各家庭に応じたサービスにつなげる等の対応を行い、親子の支援を行います。

(5) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画に掲げる確保方策に基づき、母子保健に関わる地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 具体的取組

(1) 母と子どもの疾病予防・健康支援

■ 具体的取組（母子保健事業に関わる事業） ■

具体的取組	取組概要	所管部署
乳幼児健康診査	発育発達状況を確認し、疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育に結びつけます。保護者の心理的負担や喫煙等による健康への影響についても確認しつつ、保護者の不安を聞き育児支援を行います。	健康推進課
乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査の結果などから運動発達遅滞や精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対して、小児神経学の立場から発達に重点をおいた健康診査を実施し、障害の早期発見、早期療育に努めます。	健康推進課
乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査の結果、要経過観察と判断された乳幼児などを対象とし、健全育成を目的とするとともに異常の早期発見を行います。	健康推進課
乳幼児精密健康診査	先天性代謝異常検査や、乳幼児健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うため、専門医療機関で精密健康診査を実施します。	健康推進課
こどもの相談室	言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び、育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、具体的に育児の上での問題や遊び方への指導と助言を行います。	健康推進課
アレルギー対策事業（再掲）	医師や専門相談員による個別相談や講演会、生後2～6か月児を持つ保護者にスキンケア教室を実施し、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	健康推進課
子ども歯科相談室	低年齢児からの歯科衛生教育・歯みがき指導を実施し生涯を通して食事が楽しめることを目標に、歯科疾患予防の動機づけと意識の向上を目指します。	健康推進課
食べ方相談	離乳食開始から就学前までの乳幼児を対象に、摂食嚥下専門医による個別相談を行います。	健康推進課
特定不妊治療費助成	医療保険が適用されない不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。	健康推進課

具体的取組	取組概要	所管部署
妊婦健康診査	健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。	健康推進課
妊婦歯科健診	妊娠中はホルモンバランスなどの影響により、歯科疾患の増加が見られるため、歯科疾患の早期発見・早期治療への動機づけを行います。	健康推進課
新生児聴覚検査	難聴が早期に発見され、音声言語発達等への影響が最小限となるよう新生児聴覚検査の費用を助成します。	健康推進課
母子栄養強化乳製品支給扶助	経済的理由で適切な栄養の摂取が困難な母子に対し、粉ミルクを支給します。	健康推進課
妊産婦・乳幼児保健指導票交付	経済的理由のある妊産婦、乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。	健康推進課
予防接種	予防接種法に基づく予防接種で、定められた種類の予防接種を定められた期間内に個別医療機関で実施します。	健康推進課
子ども発達センター（再掲）	18歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を受けるほか、未就学児を対象としたグループ指導、通園事業、子ども施設支援事業、一時預かりを実施します。	子ども発達センター

(2) 妊娠・出産期からの包括的な支援

■ 具体的取組（母子保健事業に関わる事業） ■

具体的取組	取組概要	所管部署
子育て世代包括支援センター	保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援等と、乳幼児施設連絡会を活用しながら地域ネットワークの強化を図ります。連携強化のため月1回の会議も行います。	健康推進課 子ども政策課
ゆりかご調布事業	妊娠届出をしたすべての妊婦に専門職による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調を確認しながら、飲酒・喫煙による母子への影響についての話、サポート状況等について相談支援を実施しながら、不安を軽減し母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うことで安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	健康推進課
母親（両親）学級	子育ての仲間づくりの手助けや両親が協力して出産、育児に取り組める動機づけをします。妊娠中の栄養や口腔の健康についての集団教育、母親の喫煙が胎児に及ぼす影響、産後の赤ちゃんとの生活、沐浴などの実技を行い不安の解消を図ります。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。	健康推進課
産後ケア事業	家族等から支援を受けられない産婦及び乳児に対し、母親の休養や助産師による授乳相談・育児相談など心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。	健康推進課
わくわく育児教室	乳幼児期の様々な成長過程の課題を理解し、育て方の工夫や子育てに関する考え方、知識を学ぶ機会を提供します。6～8か月を対象にしたクラスでは、口腔の発達を視点とした離乳食の与え方や生活リズムについて集団教育を実施します。1歳～1歳2か月を対象にしたクラスでは、子どもの成長、発達にあわせた食事や、虫歯予防の基礎知識を中心に実技を交えて実施します。	健康推進課
乳幼児施設連絡会(地域ネットワークづくり)	市の福祉圏域（8圏域）を意識し、乳幼児施設連絡会等を活用して地域のネットワークづくりを行います。	児童青少年課

(3) 相談支援の充実

■ 具体的取組（母子保健事業に関わる事業） ■

具体的取組	取組概要	所管部署
こどもの相談室 (再掲)	言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び、育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、具体的に育児の上での問題や遊び方への指導と助言を行います。	健康推進課
食事なんでも相談	栄養士による食事に関する個別相談を行います。	健康推進課
地域健康相談・ 健康教育	児童館や学童クラブ、保育園、幼稚園などに出向き、命の大切さや喫煙についての健康教育をしながら、親子の健康相談の場を持ち、地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。	健康推進課
英語版健診案内、電子 翻訳機（再掲）	外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流協会との連携を図ります。	健康推進課

(4) 児童虐待防止対策の充実

■ 具体的取組（母子保健事業に関わる事業） ■

具体的取組	取組概要	所管部署
親子のメンタルケア 相談（再掲）	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うことで、育児の負担感を軽減するためにグループワークを実施します。	健康推進課
訪問・来所・電話等 による相談	保健師等の専門職が、育児や子どもの成長発達、保護者の体調などの相談にのりながら、子育てサービスを案内したり、関係機関と連携しながら支援を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事 業（こんにちは赤 ちゃん訪問）（再掲）	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。	健康推進課

具体的取組	取組概要	所管部署
養育支援訪問事業 (再掲)	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行います。	子ども政策課

(5) 地域子ども・子育て支援事業

■ 具体的取組 (母子保健事業に関わる事業) ■

具体的取組	取組概要	所管部署
利用者支援事業	多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。	子ども政策課 保育課 健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) (再掲)	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。	健康推進課
妊婦健康診査 (再掲)	健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。	健康推進課

3 目標

母子保健計画に掲げる取組の効果を測定するため、下記の数値目標を掲げます。

■数値目標（一覧）■

	現状（H30年度）	目標（令和6年度）
妊婦健診受診率	96.9%	上げる
ゆりかご調布実施率	93.4%	100.0%
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	96.3%	100.0%
う歯のない子どもの割合 （1歳6か月児）	99.5%	上げる
う歯のない子どもの割合 （3歳児）	93.6%	上げる

子育て世代包括支援センターとは？

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うところです。

調布市では、保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかはその役割を担っています。

母子健康手帳の交付の際のゆりかご調布面接から始まり、乳幼児健診などの母子保健事業や、産前・産後支援ヘルパー事業などの子育てサービスを提供するほか、妊娠・出産・育児に不安や悩みを抱えている保護者に、保健師などの専門職が寄り添いながら相談支援を行います。また、保育園や医療機関などの関係機関と連携しながらより良いサポートができるよう調整しています。



